

# 第3期藤沢市教育振興基本計画 (素案)

(令和2年度～令和6年度)

パブリックコメント（市民意見公募）

2019年（令和元年）9月19日（木）～  
同年10月18日（金）まで

藤沢市教育委員会

# 目 次

第Ⅰ章 第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象範囲	2
4 計画の対象期間	2
5 進行管理	2
第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題	3
第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ	
1 第3期計画の方向性	11
2 基本方針の見直し	12
3 第3期計画の主な変更点	12
第Ⅳ章 第3期藤沢市教育振興基本計画 基本構想	
体系図	13
1 基本理念	14
2 3つの目標	15
3 5つの基本方針と施策の柱	18
用語集（対象：本文中の「*（ア列カ）」を付した用語	25

# 第 I 章 第 3 期藤沢市教育振興基本計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、2011 年（平成 23 年）3 月に、国の「教育振興基本計画」及び神奈川県「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。その後、2015 年（平成 27 年）3 月に「第 2 期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、本市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

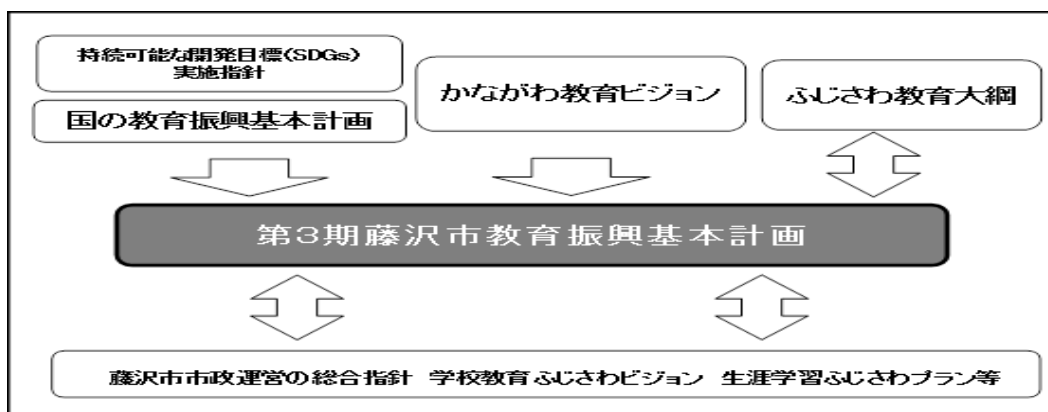
このたび、第 2 期計画の期間が終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、取り組むべき課題を整理し、「第 3 期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものです。

策定に当たっては、「持続可能な開発目標（SDGs<sup>\*</sup>）実施指針」の考え方を取り入れるとともに、国の「第 3 期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「ふじさわ教育大綱」「学校教育ふじさわビジョン」「生涯学習ふじさわプラン」「藤沢市市政運営の総合指針」等と整合を図るものです。

なお、子ども青少年部や福祉健康部など、他部門の関連する計画とも整合性を図ることとします。



### 3 計画の対象範囲

第3期計画は、藤沢市の教育行政に関する基本的な計画であり、教育委員会が所管する市立小学校、中学校、特別支援学校の学校教育及び生涯学習全般等を対象としています。

### 4 計画の対象期間

対象期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度

第1期 藤沢市教育振興基本計画

第2期 藤沢市教育振興基本計画

第3期 藤沢市教育振興基本計画

### 5 進行管理

本計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、藤沢市教育振興基本計画評価委員会で、教育委員会の点検・評価に関する事項とあわせて実施します。

## 第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題

### (1) 人口動態と児童生徒数の推移

本市は、1940年（昭和15年）の市制施行以来、都市の成長とともに着実に人口が増加し、2010年（平成22年）には40万人を超えました（国勢調査人口）。2015年（平成27年）国勢調査の結果に基づいて推計した「藤沢市将来人口推計」によると、本市の人口はしばらく増加し、2030年に約44万4千人でピークを迎え、その後、人口減少に転じると推計しています。（図1）

市立小中学校の児童生徒数の推移については、小学校については、概ね微増傾向が続いており、中学校については、2017年（平成29年）をピークに減少傾向に転じています。（図2）また、全体としての増減傾向とは別に、児童生徒数の推移が地域によって差があることから、このことに対応した学校の適正配置について検討していくことが必要です。

図1 藤沢市将来人口推計

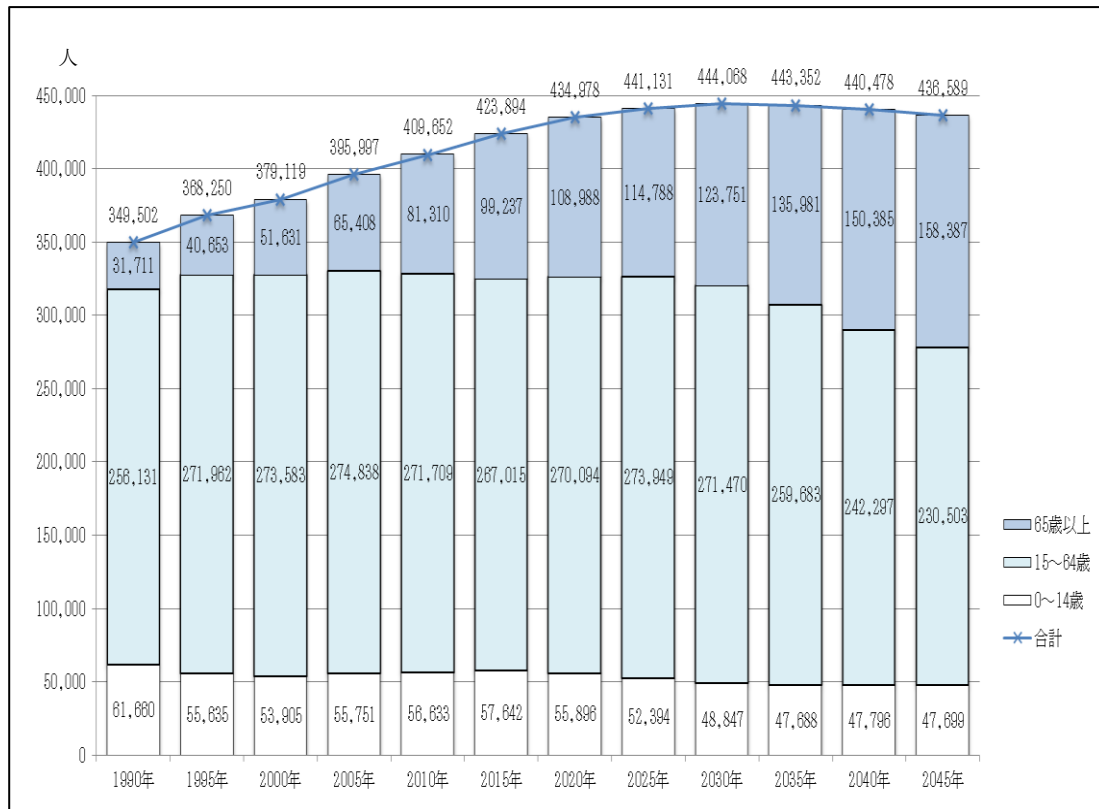
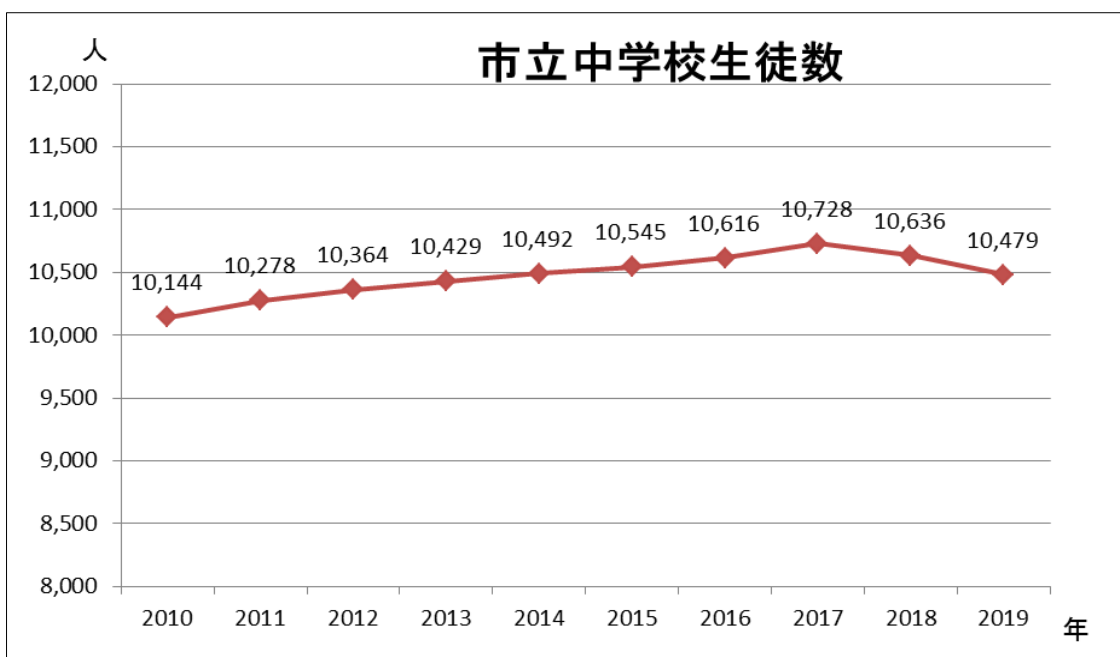
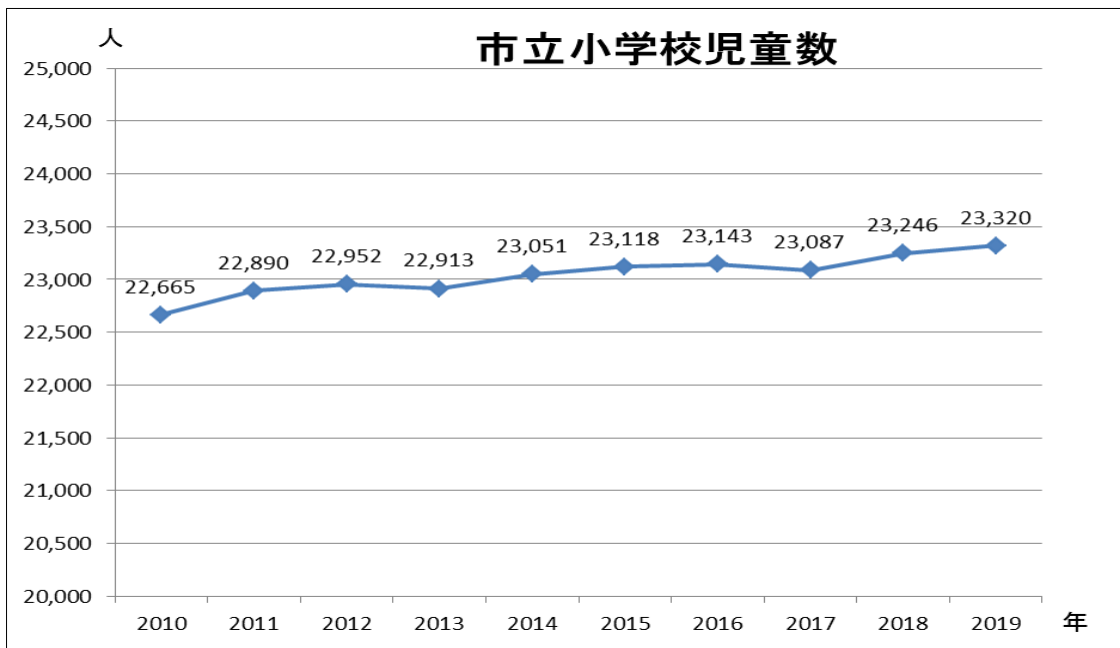


図2 市立小中学校における児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)



## (2) 教員の世代交代

市立学校の教員については、近年、世代交代が進んでいます。下の2つの図に示したように、2013年度（平成25年度）に比べて2018年度（平成30年度）では、20代後半から30代の教員数が多く、50歳前後の教員数が極端に少ない現状です。（図3）（図4）

このことから、経験の浅い教員に対する研修の充実と、中堅教員の育成を含めた学校全体の教育力や組織力の向上を図るために、教員の人材育成に組織的かつ計画的に取り組むことが重要です。

図3 平成25年度 小中学校教員年齢構成（管理職含む）

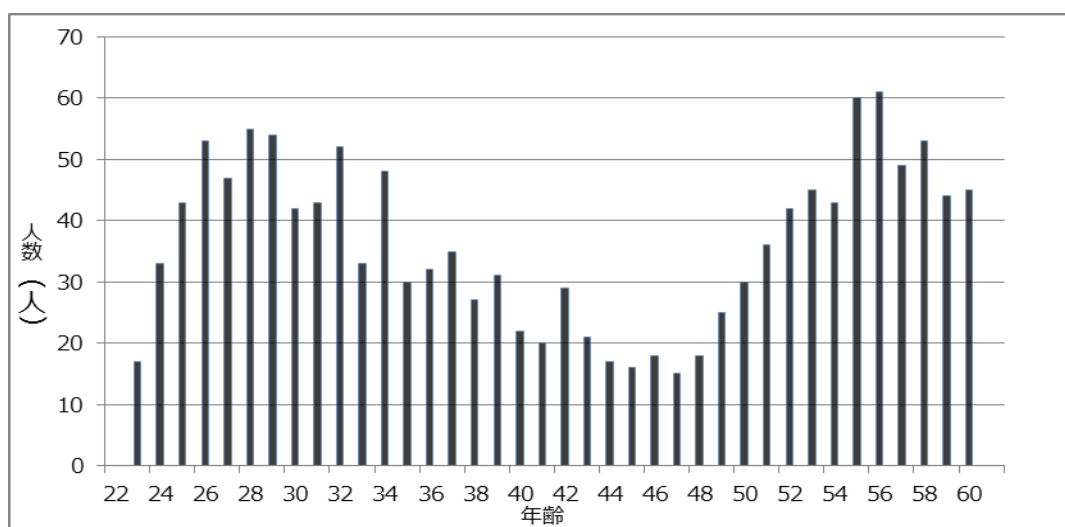
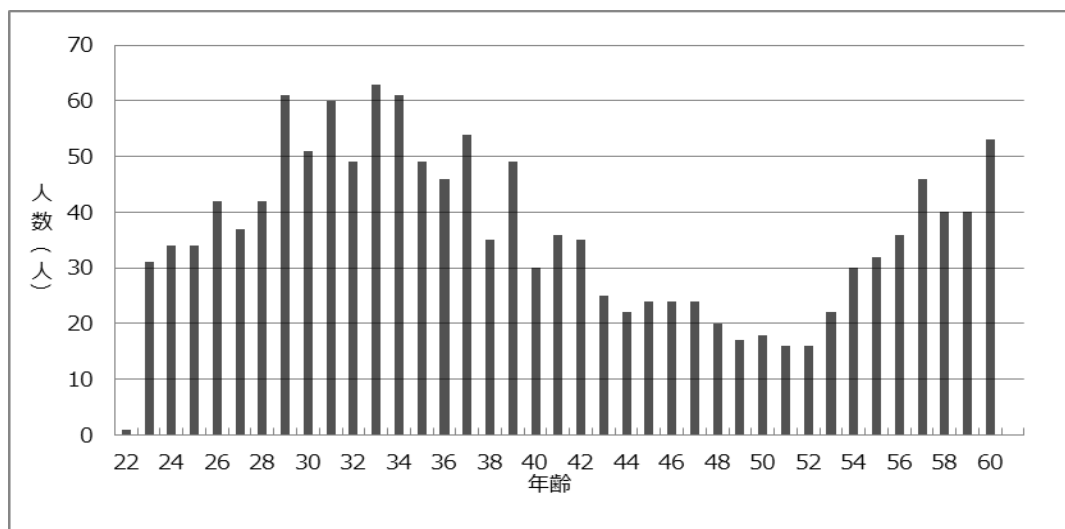


図4 平成30年度 小中学校教員年齢構成（管理職含む）



### (3) 新学習指導要領への対応

2017年(平成29年)3月に新しい学習指導要領\*が告示され、小学校は2020年度(令和2年度)、中学校は2021年度(令和3年度)から全面実施となります。

今回の改訂では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現をめざすとしています。

そのために、学校教育の改善・充実の好循環を生みだすカリキュラムマネジメント\*の実現や、子どもたちに「生きる力\*」を育むために、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び\*」の実現に向けた授業改善が求められています。学習内容については、小中学校ともに、言語能力の育成、道徳教育、プログラミング教育\*、体験活動などの充実を図るとともに、小学校においては、外国語活動\*及び外国語科\*が導入されます。

本市では、2017年度(平成29年度)から2019年度(令和元年度)にかけて中学校英語科教員を小学校に派遣し、全ての小学校教員を対象に外国語指導に関する指導方法等の研修を実施しました。また、「プログラミング教育」や「主体的・対話的で深い学び」、「特別の教科道徳\*」、「外国語」について教員が学ぶ研修講座の開設、ICT\*教育環境整備など、新学習指導要領の全面実施に向けて準備を着実に進めてきました。全面実施後も円滑に教育課程が実施できるように、教員の資質向上・授業力向上に向けた研修の充実や、各教科等の学習活動において、より活用しやすい情報機器の整備を進めていくことが大切です。

### (4) 支援教育の充実

本市では、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導や、いじめや不登校、学校生活に関する不安等、一人では解決できない課題を抱えて困っている児童生徒へ適切な支援を行うなど、「支援教育」の充実に取り組んでおり、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざしています。

こうした取組の一環として、通常の学級以外に、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その能力や特性に応じ、個別指導や小集団での学習を行う「特別支援学校\*」「特別支援学級\*」の設置や、通常の学級に在籍し、きこえやことばに課題があったり、集団活動や感情のコントロールに課題があったりする児童を対象とした「通級指導教室」を設置しています。



また、学校への適応のため、日本語の指導を必要とする外国につながるのある児童生徒\*に対しては、「日本語指導教室\*」「国際教室\*」を設置するとともに、学校に日本語指導員を派遣して、日本語の指導も行っています。

さらに、不登校児童生徒に対しては、カウンセリングによる相談、小グループ活動や個別の学習支援を行う「相談支援教室」を設置するなど、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整備し、適切な教育を受けることができるようにしています。

加えて、学校に、児童生徒や保護者が困りごとについて相談ができる専門的知識を有する「スクールカウンセラー\*」や「スクールソーシャルワーカー\*」の派遣、身のまわりのことや移動等に介助が必要な児童生徒への「介助員」の派遣などの人的支援を行い、児童生徒がみんなと楽しく学習できるよう学校生活を支援しています。また、小学校には、学級担任を持たずに、学校全体の支援を行う「児童支援担当教諭\*」を全校に配置し、さらなる支援体制の充実を図っています。

近年、様々な困りごとを抱える児童生徒が増加傾向にあり、支援内容が複雑化していることから、児童生徒理解のための教員の研修や、特別支援教育を担う教員の育成が課題となってきています。

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実を図るため、さらなる学校の支援体制の確立や外部機関との連携を進めていく必要があります。

#### (5) 学校施設等の整備

本市では、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、学校施設の老朽化の解消、維持保全、環境整備等を計画的に実施するため、2014年度（平成26年度）に「藤沢市立学校施設再整備基本方針」を策定し、学校施設整備の基本的な考え方を整理するとともに、この方針を踏まえ、「藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画」を策定しました。

現在、計画の中で老朽化解消の優先度が最も高かった鵜南小学校の改築に当たっては、津波避難対策の観点から、本市で初めて、近隣施設の保育園及び児童クラブとの複合化施設として、再整備（建て替え）を進めています。また、この計画に基づき、近年の猛暑に対応するため、全校普通教室に空調設備を設置するとともに、全校のトイレ改修工事（1系統目\*）を実施するなど、児童生徒の教育環境の向上を図っています。

今後も、老朽化への対応と時代のニーズに対応した施設整備を、財源確保を含め、計画的に実施していくことが必要です。

## （６）教職員の働き方改革の推進

２０１６年度（平成２８年度）に、文部科学省が教員勤務実態調査を実施したところ、長時間労働等の看過できない勤務実態が明らかになりました。これを受けて、文部科学省では、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（２０１９年（平成３１年）１月）を踏まえて、学校における働き方改革の具体化を進めています。

本市では、教職員の総勤務時間の縮減と業務改善に向けた働き方改革を推進するため、２０１９年（平成３１年）３月に「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を策定しました。この方針に定めた項目を実施していくため、学校関係者や教育委員会関係課で構成する「藤沢市立学校働き方改革推進委員会」を設置し、具体的な取組を順次進めています。

今後も、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員、学校及び教育委員会が働き方改革の必要性や目的を共有し、それぞれの取り組むべきことを理解し、三者が一体となって取組を進めていく必要があります。また、近年、教員志望者の減少や産休・育休の代替者が見付からないなど、教員不足が深刻な問題となっています。持続可能な学校指導体制を構築していくようにするためにも、教職員の働き方改革に着実に取り組むことが重要です。

## （７）人生１００年時代へ向けた生涯学習

本市では、一人ひとりの学びや活動の循環を個人レベルから地域レベルへと広げていくことで、未来を創造するさらなる学びへと発展させていくことを生涯学習の理念としています。

１３地区にある公民館や４市民図書館・１１市民図書室においては、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備するとともに、学びのきっかけづくりや活動の動機づけを行っています。

人生１００年時代においては、すべての人がより豊かな人生を楽しむことができるよう、現在有している知識や技能に加えて、時代の変化に応じたスキルを生涯の様々なステージで獲得する必要があります。また、持続可能な地域社会づくりを進めるために、市民自らが担い手として地域運営に主体的に関わる必要があります。生涯学習活動は多様な主体とのネットワークづくりに資することから、「人づくり・地域づくり」を念頭に置いた生涯学習活動を推進する必要があります。

#### (8) 生涯スポーツの推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、市民のスポーツ・レクリエーション活動をさら推進するとともに、障がい者を含む多くの市民が、生涯にわたりスポーツに参画する仕組みづくりが必要とされています。

また、健康寿命\*日本一をめざし、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができるよう、ノーマライゼーションの視点を有した取組を、一層推進していく必要があります。

#### (9) 歴史・文化芸術の振興

本市では、地域の歴史的財産や文化芸術作品にふれる機会を多く設けられるよう、藤沢市アートスペース、藤澤浮世絵館、ふじさわ宿交流館を開設しました。また、歴史的・文化的な資源や景観の保全・継承や、市民による文化芸術活動の支援に努めてきました。

今後は、郷土の歴史や文化芸術を通して、市民が地域の魅力を再発見し、郷土への誇りや愛着を醸成していくために、歴史・文化芸術に関する地域資源のさらなる活用を推進していく必要があります。

#### (10) 子ども・若者への必要な支援

国の第3期教育振興基本計画によると、子どもの貧困について、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっているとし、子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があるとしています。

本市では、経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学にかかる費用の一部を援助する就学援助制度の実施や、経済的理由により進学を断念することなく大学等での修学の機会が得られるよう、返済の必要のない給付型奨学金制度を実施しています。

また、中学校を卒業後も進路が未決定の子どもたちや、ニート\*、引きこもり等困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けて、相談や支援プログラムの実施等の支援を行っています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的自立ができるよう支援する教育を、関係機関と連携しながら一層推進していくことが必要です。

#### (11) 学校・家庭・地域の連携・協働

昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少、生活体験の不足、自然・文化芸術等の体験活動の不足、また子どもの貧困など、家庭・地域の状況の変化を背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

本市では、学校・家庭・地域が連携して地域住民との交流や体験活動等を行ったり、学校給食を通して地域生産者と触れ合ったりする活動を行い、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援していけるように取り組んでいます。

今後も学校・家庭・地域及び行政の四者が連携・協働して、地域全体で、次代を担う子どもたちを見守り、支える取組をさらに推進していくことが必要です。

## 第Ⅲ章 課題を踏まえた計画策定への流れ

### 1 第3期計画の方向性

第3期計画の策定に当たり、主な課題と社会情勢の変化について整理を行い、方向性を次のように決めました。

#### ＜第2期計画における主な課題＞

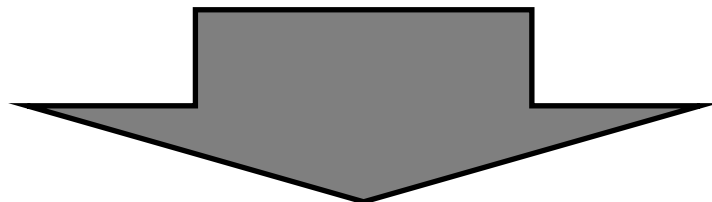
- ・子どもたちを取り巻く環境の多様化・複雑化
- ・子どもたちの自己肯定感を育む取組
- ・新学習指導要領の全面实施に向けた取組
- ・教員の人材育成・人材確保
- ・様々なニーズに対応する支援教育の充実
- ・学校施設の老朽化とニーズに対応した教育環境の整備
- ・教職員の多忙化解消
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・人生100年時代を見据えた生涯学習の場づくり
- ・保護者や子どもたちが安心して生活できる地域づくり

#### ＜社会情勢の変化＞

急速な技術革新  
働き方改革の推進

グローバル化の進展  
学び直し（リカレント教育）

子どもの貧困問題  
SDGs等



#### ＜第3期計画の方向性＞

第2期計画策定時に、本市における教育の課題を整理し、その解決に向けて多くの取組を実施してきました。計画に位置づけた115事業（再掲を含む）の自己評価を集計すると、2018年度（平成30年度）末で、目標を上回った事業は11事業、概ね達成した事業は98事業となっており、一定の成果をあげています。

第3期計画の策定に当たり、基本理念及び目標については、藤沢市の教育施策を推進するに当たって基本となるものであり、「ふじさわ教育大綱」等、本計画と関連する計画との整合性が図られていることから継承します。また、基本方針及び施策の柱については、上記の＜課題＞及び＜社会情勢の変化＞を踏まえ、新たな課題に対応するために見直すこととしました。

## 2 基本方針の見直し

基本理念と3つの目標は継承，基本方針は新たな課題に対応するために見直し

第2期計画基本方針		見 直 し	第3期計画基本方針	
1	共に学び，多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します		1	ともに学び，多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
2	家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援，充実を図ります		2	安全・安心で，学びを支える学校づくりを進めます
3	学校教育を充実させる人的，物的条件整備を図ります		3	子どもたちの健やかな成長を支えるため，学校・家庭・地域の連携・協働を進めます
4	多様な学びのできる生涯学習社会を目指します		4	人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします
5	郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります		5	すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します
6	健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います			
7	多文化・多世代が交流し，共生するコミュニティづくりを推進します			
8	命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります			

### 3 第3期計画の主な変更点

- ①基本方針2では，これまで進めてきた学校教育を充実させる人的・物的な条件整備や，子どもたちが自らの命を守るための防災教育や防犯教育等を推進する取組に，新たに教職員の働き方を改善して子どもと向き合える時間を確保する取組を加え，子どもたちの学びを支える学校体制づくりを推進するようにしました。
- ②基本方針4で，「人生100年時代」をキーワードに，第2期計画の基本方針4（主に図書館活動・公民館活動），5（主に文化芸術・郷土歴史）及び6（主にスポーツ）を1つの基本方針にまとめました。
- ③今回新たに基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」を位置づけました。次代を担う子どもたちの誰もが，未来に夢や希望をもって成長していくことができるように，経済的支援や社会的自立の支援，多様なニーズに応じる学習機会を提供するなど，学びのセーフティネットを構築します。
- ④第2期計画では，東日本大震災を教訓に，学校防災，地域防災の視点を取り入れた基本方針8を新たに立てましたが，第3期計画では，その趣旨を基本方針2及び3で継承しました。

# 第Ⅳ章 第3期藤沢市教育振興基本計画 基本構想

## 第3期藤沢市教育振興基本計画体系図

基本  
理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ  
～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわをめざす～

3  
つの  
目標

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

5つの基本方針	施策の柱
1 ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 確かな学力の向上</li> <li>2 豊かな心を育む教育の推進</li> <li>3 健やかな体を育む教育の推進</li> <li>4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進</li> <li>5 熱意と指導力のある教員の育成</li> </ol>
2 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 命を守る教育の推進</li> <li>2 安全・安心で快適な学校施設等の整備</li> <li>3 学びを支える質の高い教育環境の整備</li> </ol>
3 子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭教育の支援</li> <li>2 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進</li> </ol>
4 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実</li> <li>2 多様な学びを支援する図書館活動の推進</li> <li>3 健康で豊かなスポーツライフの推進</li> <li>4 藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用</li> <li>5 文化芸術活動の支援</li> </ol>
5 すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育の機会均等</li> <li>2 子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進</li> <li>3 互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供</li> </ol>

## 1 基本理念

# 未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会，ふじさわをめざす～

### 【基本的な考え方】

本市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者とともに学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現をめざすものです。

2016年（平成28年）に策定した「ふじさわ教育大綱」では、学びを通して幸せなまちをつくるという願いから、誰もが学びのネットワークを広げる「学びの環」を掲げています。

また、2012年（平成24年）に改定された「学校教育ふじさわビジョン」では、「子どもたちがともに育つ場をつくりだし『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」という基本理念を掲げ、特に「かかわりの知」においては、様々な人々との関係や社会との結びつきをつくろうとする力を育てる大切さを示しています。さらに、「生涯学習ふじさわプラン2021」では、「一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する」を基本理念に掲げ、学習や活動の循環を個人から地域レベルに広げていくことで、未来を創造する学びへと発展していくことをめざしています。

今回、第3期計画を策定するに当たり、基本理念と3つの目標は、藤沢市における教育施策推進の基本となるものであり、関連する計画等との整合性が図られていることから引き続き継承します。さらに「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を推進し、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会，ふじさわをめざしていきます。



## 2 3つの目標

### 目標 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども (藤沢っ子)を育成する

技術の進歩がめざましく、急速に変化する社会の中で、子どもたち自らが未来を切り拓くための力を育成することが求められています。

子どもたちがなりたい自分を発見し、その実現に向けて、自ら学び、自ら考え、判断して行動していく力を育て、それぞれに思い描く幸せを実現していけるように支援していくことが必要です。

本市では、明日の藤沢を担う子どもたちのために、学校が重点的に取り組むべきことを提案した「学校教育ふじさわビジョン」において、めざす子ども像として「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれた たくましい ふじさわの子ども」を掲げ、「いつも夢や希望を持つ」、「自分や他人を大切にする」、「困難な状況にあっても粘り強く対処する」、「自分を生かし、人に役立つ」、「ともに育つ」子どもの育成に取り組んできました。

学校が、子どもたち一人ひとりの夢を育み、確かな学力を育む場所となるため、人的・物的な教育環境を整え、学校教育の質的向上に努め、子どもたちが学校で学んだ様々な事柄を家庭、地域、そして社会でいかせるようにしていくことが大切です。

いつも夢を持ち、自分や他の人を大切にし、困難な状況にあっても粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる、「生きる力」にあふれた、たくましい「藤沢っ子<sup>\*</sup>」を育てていきます。

## 目標 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワーク を構築する

いつでも、どこでも、だれもが便利で快適に利用できる場所や情報、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整え、一人ひとりの可能性や意欲を引き出すことで、ともに学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人がつながる機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりは、さらに豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの人が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

教育に関連のある様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制をつくるなど、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域においてともに教え学ぶ機会を持つことができるようになり、互いの学びを分かち合いながらさらなる発展が期待されます。

人生100年時代といわれる今日において、市民一人ひとりが生涯にわたって学びを重ね、新たな価値を生み出せるよう、持続可能な生涯学習ネットワークの構築を推進します。

### 目標 3

## 学校・家庭・地域・行政が連携，協働する子育て， 教育支援体制を推進する

子どもたちに、未来を切り拓いていくことのできる、「生きる力」を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にあります。家庭は個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。

日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、いかしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。また、地域の資源や特色をいかした教育活動により、子どもたちの様々な学びの機会がさらに充実していくよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、持ち味を発揮して取り組んでいくことが大切です。

そのためには、子育てや教育に対して、行政がサポートしていく必要があります。

本市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、地域ごとの特色をいかした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動、また2018年度（平成30年度）に発足した「藤沢の子どもたちのためにつながる会\*」の活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。

多様な価値観やグローバル化の進展により、地域社会が大きく変化する中、多くの人や団体が教育に関わることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携，協働する子育て，教育支援体制を推進します。

### 3 5つの基本方針と施策の柱

#### 基本方針 1

ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します

本市では、各学校において特色ある教育課程を編成し、各教科、領域等を通して、子どもたちが、確かな学力を身に付け、豊かな心と健康な体を育む教育活動を推進してきました。また、教育活動の推進に当たっては、ともに学びともに育つ学校教育をめざし、障がいのあるなしにかかわらず、すべての困りごとを抱える児童生徒への支援を行う支援教育の充実を図ってきているところです。

近年、いじめや不登校、SNS\*でのトラブルといった児童生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。このようなことから、引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができるよう教育を推進していきます。

今後も、学習指導要領を踏まえた確かな学力の向上をめざすとともに、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図りながら、ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する、生きる力にあふれた「藤沢っ子」を育成します。

施策の柱		施策の柱の概要
1	確かな学力の向上	学習指導要領を踏まえ、子どもたちの基礎的基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を培い、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
2	豊かな心を育む教育の推進	様々な「ひと」「もの」「こと」にかかわりながら、自己肯定感や、互いに認め合い自分や他の人を大切にする心、困難な状況にあっても粘り強く対処する姿勢など、豊かな心が育まれる教育を推進します。
3	健やかな体を育む教育の推進	生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育む教育を推進します。
4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うことができるような教育を推進します。
5	熱意と指導力のある教員の育成	「藤沢市教職員人材育成基本方針」に基づくキャリアステージごとの研修等や授業研究への支援を行い、教員の資質向上・授業力向上に努め、熱意と意欲をもち学び続ける教員の育成を図ります。

## 基本方針 2

### 安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます

2011年（平成23年）3月に起きた東日本大震災を教訓に、子どもたちが安全・安心な環境で学習できるように学校施設の整備を図るとともに、自らの命を守るための教育を推進してきました。

また、近年の猛暑に対応するための空調設備整備や、学習指導要領の実施に向けた教育情報機器の整備を進めてきているところです。

さらに、子どもたちの学びを支えるためには、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように、教職員の多忙化解消など環境整備を図ることが大切です。

今後も、子どもたちが、安全・安心で快適な教育環境で学べるように物的条件整備を図るとともに、教職員が「命」への意識を高めることにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。また、教育の情報化や教職員の働き方改革を推進し、質の高い教育環境の整備を図り、学びを支える学校づくりを進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	命を守る教育の推進	教職員が「命」への意識を高めることにより、子どもたちが自らの命を守ることのできる防災教育や防犯教育等を推進します。
2	安全・安心で快適な学校施設等の整備	子どもたちが、安全・安心でより快適な教育環境の中で学ぶことができるように、施設・設備の老朽化への対応や環境整備など学校施設等の整備を計画的に進めます。
3	学びを支える質の高い教育環境の整備	子どもたち一人ひとりの学びを支えるため、学校ICTの充実等の物的条件整備や、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進します。また、保護者のライフスタイルに合わせて利用しやすいよう中学校給食を実施するなど、質の高い教育環境の整備を図ります。

### 基本方針 3

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

国は第3期教育振興基本計画において、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上で課題を指摘しています。また、子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性についても指摘しています。

本市においては、子育て支援の充実や、豊かな心を育む教育環境の整備、配慮を必要とする子ども・家庭への支援などを通して、家庭教育の支援をしています。また、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、地域住民とのふれあいや地域における様々な体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を支援しているところです。

子どもたちの健やかな成長を支えるために、子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をするとともに、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

施策の柱		施策の柱の概要
1	家庭教育の支援	子ども・保護者・地域が交流できる機会を設け、学びあい、安心して子育てができるよう、家庭教育の支援をします。
2	学校・家庭・地域等の連携・協働の推進	人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう学校・家庭・地域等の連携・協働を推進します。

## 基本方針 4

### 人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします

超長寿社会において、人々が活力をもって生きていくには、自ら人生の設計図を描き、生涯にわたって学び続け、地域活動や仕事を通じて活躍できる仕組みを創出することが求められます。

本市では「健康寿命日本一」を掲げ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした日常生活における運動の促進や、様々な主体と連携した健康づくりの取組についても進めているところです。

また、本市は、旧東海道の宿場町、江の島参詣の地としての歴史があり、史跡名勝地や歴史的建造物、祭り等多くの有形・無形の文化財の保全・保護に努めてきました。

さらに、「市民オペラ」発祥の地であることからわかるように、多くの文化活動団体による活動や公民館における市民サークル活動など、様々な文化芸術活動が活発に行われています。

生涯学習施設において、「いつでも・どこでも・だれでも」学びたいことを学ぶことのできる環境を整備し、多様なネットワークを活用した「学び」と「活動」の循環を形成する体制づくりの充実を図ることで、一人ひとりの学びから地域の人がつながり藤沢の未来を創造できるよう、人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざします。

施策の柱		施策の柱の概要
1	人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実	人生100年時代を見据え、すべての人が地域で生き生きと活動できるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築、多様な主体との連携による学習活動を推進し、持続可能な学びの機会の充実を図ります。
2	多様な学びを支援する図書館活動の推進	すべての人が生涯を通じて、学ぶ楽しさや知る喜び、役立つ情報、深い思索、安らぎ・ふれあいを得られるよう図書館を整備・充実させ、多様な学びを支援します。

3	健康で豊かなスポーツライフの推進	「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって、明るく豊かなスポーツライフを支えるための取組を推進します。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする活動や、そのレガシーを後世に伝えるための活動を行います。
4	藤沢の文化財や歴史資料の保存・継承と活用	藤沢市にある文化財や歴史資料について、適切な保存や継承を図るとともに、これら市の財産を広く市民に周知・活用することで、藤沢への興味・関心を醸成します。
5	文化芸術活動の支援	藤沢市民に広く藤沢の文化芸術に関する情報を周知し、地域に根差した文化芸術活動の充実を図ります。



## 基本方針 5

### すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

本市においては、2018年（平成30年）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。この調査結果から、複雑に絡み合う課題を抱える子どもや保護者を支援するためには、関係機関が連携・協働する体制のより一層の強化が求められていることが明らかになりました。そこで、本市では、子どもと子育て家庭に係る福祉や教育等の施策の充実に向けて、全庁体制で取り組んでいきます。

誰もがお互いを認め合い、人を思いやることのできる社会をめざし、子ども・若者が未来に夢や希望を持って成長していくことができるよう、教育の機会均等が図られるように取り組みます。また、社会的自立をめざすことができるように自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけられるよう支援します。さらに、国籍・民族・文化等や家庭環境の違いなどに左右されることのないよう学習機会を提供するなど、すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します。

施策の柱		施策の柱の概要
1	教育の機会均等	子どもたちが家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
2	子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進	子ども・若者が自己の生き方や働き方について考えを深め、様々な知識やスキルを身につけて社会的自立ができるように支援することを、関係部署や関係機関等と連携しながら推進します。
3	互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供	国籍・民族・文化等や家庭環境の違いなどに左右されることなく、子ども・若者が安心して学びに向かえるよう、多様なニーズに応じる学習の機会を提供します。



## 用 語 集

対象：本文中の「\*（アスタリスク）」を付した用語

	用 語	解 説
ア行	ICT p.6	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをさす。
	生きる力 p.6	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやる心や、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「知」「徳」「体」のバランスの取れた力のこと。
	SNS p.18	Social Networking Service の略で、インターネット上の社会的ネットワークのことをさす。
	SDGs p.1	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念としている。
カ行	外国語活動 p.6	学習指導要領において小学校3・4年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。
	外国語科 p.6	学習指導要領において小学校5・6年生で扱い、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
	外国につながるのある児童生徒 p.7	「日本国籍であっても母語が日本語でない児童生徒」や「家族が外国にルーツをもつ児童生徒」など、外国籍の児童生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童生徒のことをいう。
	学習指導要領 p.6	学校教育法に基づき、全国どこの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。おおむね10年に一度改訂がされる。

カ行	カリキュラムマネジメント p.6	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことをめざすもの。
	健康寿命 p.9	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことで、平均寿命から日常生活に制限のある期間を除いたもの。
	国際教室 p.7	日本語指導が必要な外国籍児童生徒が校内に5名以上在籍する場合に設置される教室。国際教室で指導を行ったり、在籍学級に国際教室担当の教員が入ってサポートを行う。
サ行	児童支援担当教諭 p.7	児童指導担当と教育相談コーディネーターを兼務する教諭の名称。学級担任を持たず、当該校の教職員が組織的・効果的に児童支援に取り組むための中心的役割を担う。本市においては、市立小学校に各1名を配置している。
	主体的・対話的で深い学び p.6	子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点のこと。
	スクールカウンセラー p.7	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。本市においては、全市立学校に週1日～2日配置している。
	スクールソーシャルワーカー p.7	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。
タ行	トイレ改修工事（1系統目） p.7	学校のトイレは給排水の配管の関係から、縦（1階～上階）に設置されており、改修工事の際はその配管の系統ごとに実施している。
	特別支援学校 p.6	学校教育法第72条に規定されている障がい児等に対する教育を行う学校のこと。本市においては、1962年（昭和37年）に白浜養護学校を開校した。
	特別支援学級 p.6	学校教育法第81条に規定されている教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育を行う学級のこと。

夕行	特別の教科道徳 p.6	2015年(平成27年)3月、学習指導要領が一部改正され、道徳は、各教科、総合的な学習の時間や特別活動においても行うものであり、「道徳科」は、それら学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として「特別の教科」として位置づけられた。主たる教材として、検定教科書を使用する。
ナ行	ニート p.9	Not in Employment, Education or Training の略で、厚生労働省の定義では、「非労働力人口のうち、15～34歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者」としている。
	日本語指導教室 p.7	日本語指導が必要な外国につながるの児童生徒に対して、日本語の基礎・基本的な指導や生活習慣への指導助言を行うことを目的に、1992年に湘南台小学校に市独自に設置した教室。国際教室が設置されていない本市立小・中学校に在籍している児童生徒が通級することができる。
ハ行	藤沢っ子 p.15	本市の学校教育の方向性を示す「学校教育ふじさわビジョン」においてめざす子ども像としている、「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれたたくましい藤沢の子ども」のこと。
	藤沢の子どもたちのためにつながる会 p.17	児童生徒の健全育成をめざし、本市の全市立学校の保護者と教職員が、とものつながりあい、学びあうことを目的として2018年度(平成30年度)に設立された会。
	プログラミング教育 p.6	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。